

沖縄鉄軌道導入を見据えたフィーダー交通検討業務（R8） 仕様書

1 委託業務名

沖縄鉄軌道導入を見据えたフィーダー交通検討業務（R8）

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3 業務目的

沖縄県では、鉄軌道を骨格軸とし、鉄軌道と地域を結びながらまちづくりを一体的に進めるために有効な手段であるフィーダー交通との連携が、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図るうえで重要と考えている。

本業務では、約6万2千件の県民意見や有識者検討会の意見を踏まえ策定された『沖縄鉄軌道の構想段階における計画書（平成30年5月）』のC派生案（58号、330号ルート）を幹線軸としたフィーダー交通に関する調査を行うものであり、令和7年度業務において対象とした5つの圏域の中から、大型MICE施設の整備計画や道路整備（与那原バイパス・南風原バイパス）が進められている『那覇市～与那原町方面（以下、「検討路線」と称す。）』を対象に、強力な公共交通システムの導入を具体化するために必要な取組や諸条件について、検討するものである。

4 業務内容

（1）検討路線の位置づけ等の整理

第4回沖縄本島中南部都市圏パーソントリップ調査等、上位・関連計画や過年度業務結果を精査し、検討路線の位置づけを整理する。

- ・ 上位・関連計画における沖縄本島や中南部都市圏の交通体系上の位置づけ
- ・ 沖縄鉄軌道のフィーダー交通としての位置づけ（役割、求められる機能）、検討路線を含む圏域の交通体系の方向性
- ・ 検討路線沿線地域の将来人口の見通し、道路整備計画、まちづくりや開発計画 等

（2）公共交通軸形成に向けた取組方向

検討路線をフィーダー交通としてのみならず、周辺圏域の公共交通軸として、段階的に整備していくための取組方向を検討する。

① 検討路線の整備方針

過年度業務結果をもとに、検討路線の整備方向を整理する。

- ・ 導入ルート（案）と想定されるシステムについて整理する。
- ・ また、当該方面に求められる機能や想定されるシステムの導入に必要な導入空間について整理する。（併用・専用区間及び停留所部等の標準的な断面構成及び道路拡幅の必要性等）

② 公共交通ネットワーク形成の方向性

過年度業務結果や上位・関連計画における公共交通ネットワークのあり方等をもとに、検討路線を含む周辺圏域の公共交通ネットワーク形成の方向性を再整理する。

- ・ 路線バスや他のフィーダー交通とのネットワーク形成の方向（路線配置、結節点）
- ・ 検討路線の機能や沿線土地利用・開発等を踏まえた停留所位置

③ 取組方向の検討

過年度業務結果や(2)-①及び(2)-②を踏まえ、検討路線を周辺圏域における公共交通軸と

して形成していく上で課題となる事項を整理し、その対応方針（方向性）を検討する。

- ・ フィーダー交通や公共交通軸として求められる機能（走行性、定時性、運行頻度等）を確保するために課題となる事項（例：走行空間確保、道路空間への影響、道路交通への影響、一定の需要確保策等）
- ・ 課題に対応するための取組方向

また、今回の調査で明らかになった内容を踏まえ、同方面で導入可能性が考えられる新たな公共交通軸の方向性についても整理すること。

- ・ 本業務は、令和7年度調査結果をもとに調査を行うものであることから、同項目については、調査の結果、新たな軸が導き出される場合に適用するものである。

（３）事業化方策（シナリオ案）の検討

(2)~(3)で検討した取組方向について、シナリオ案を設定してその有効性を検証する。

有効性の検証にあたっては、これまでの検討内容を踏まえ、将来的に、その地域のまちづくりの内容に応じた強力な公共交通システムの導入を実現していくために必要な取組や諸条件の検討を行う。

※ ここでのシナリオ案は、まちづくり等を強化することによる有効性・方向性を検証するものであり、実現するための具体的な強化レベルを設定するものではない。

① シナリオ案

(2)~(3)で検討した取組方向の有効性をについて、シナリオ案を設定し、有効性を検証する。

- ・ シナリオ案の条件設定については、『趨勢（既定計画）』、『強力な公共交通システムを導入（実現）するために必要な取組内容を強化した場合』を想定している。
例：サービス水準（ネットワーク再編、サービスレベル向上）＋拠点＋必要に応じた道路拡幅・まちづくりの方向性（強力な公共交通の軸を実現するための需要を確保するための沿線人口規模・配置等）を整理
- ・ 上記条件のもとにシナリオ案の検証を実施する。
例：検討路線等の利用者数や事業性（B/C）、採算性（収支）、道路交通への影響等

② シナリオ案の検証結果を踏まえた実現化に向けて必要な対応

(3)~①の結果をもとに、以下のような観点から公共交通軸導入の実現化方策を検討する。

- ・ 走行空間確保や道路交通への影響への対応
- ・ 沿線や拠点等におけるまちづくりへの対応

（４）段階的な取組方針の検討

過年度業務結果及び（３）で検討した実現化方策を踏まえ、検討路線における公共交通軸形成に向けた段階的な取組方針を検討する。

① 段階的な取組方針

開発計画や道路整備計画等の関連計画を踏まえ、短期～長期の取組方針について、令和7年度業務結果を再整理する。

② 各段階における必要な取組

(4)~①において整理した段階的な取組方針のもと、検討路線における公共交通軸形成を実現するために、各段階において必要と想定される取組について検討する。

- ・ 都市側の取組（公共交通ネットワークや沿線まちづくり、拠点整備に向けた段階的な取組）
- ・ 道路側の取組（走行空間確保や道路交通への影響等への対応に向けた段階的な取組）
- ・ 関連主体と役割分担

5 本業務に係る提供資料

本業務を履行するために必要な関連報告書については、貸与するものとする。

6 進捗確認

- ・ 別業務『沖縄鉄軌道導入効果等検討業務（R8）』（以下、関連業務）と関係性が大きい
ため、密に情報共有を行うこと。
- ・ 本業務を円滑に履行するため、関連業務も交え、月 1 回程度は打ち合わせ協議を実施
する（WEB でも可）。打ち合わせの内容は打合せ簿を作成し、県の確認を得ること。
- ・ 本事業の実施にあたり統括責任者を置くこととし、業務委託契約締結後速やかに氏名
及び役職等を報告すること。

7 成果品

- ・ 本業務の成果品は次のとおりとする。
報告書：2 部（A 4 版縦カラー）
概要版：2 部（A 4 版横で概要版、公表版を作成）
電子データ：1 部（CD-R 又は DVD-R）
その他担当職員から指示のあったもの

8 再委託の制限等

（1）一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。
また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委
任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合
は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

（2）再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。
また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の
履行を委任し、又は請負わせることはできない。

（3）再委託の範囲及び承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県
の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるとき
は、この限りでない。

○その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力および集計
- ・ その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

9 特記事項

- （1）本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、その取り扱いについて双方協議
の上、取り決めるものとする。特に、仕様書内で記載のない調査の精度や、取りまとめ内
容等については、県や国の過年度報告書内の取り扱いを事前確認し、内容等を整理した上
で、取り決めるものとする。
- （2）本業務を遂行するにあたり、知り得た事項は、県の許可なく他に流用してはならない。
- （3）本業務の成果物の著作権及び所有権は、県に帰属する。ただし、本業務の実施にあた
り、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもっ
て処理するものとする。